

射水市監査委員告示第10号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和5年8月に実施した財務管理部（総務課、財政課、課税課、収納対策課）及び選挙管理委員会の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年8月7日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

## 定例監査結果報告

### 第1 監査概要

#### 1 監査対象及び選定理由

##### (1) 監査対象

財務管理部：総務課、財政課、課税課、収納対策課

選挙管理委員会：選挙管理委員会事務局

##### (2) 選定理由

財務管理部及び選挙管理委員会の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査	
監査委員監査	総務課	令和4年7月21日 ～ 令和4年8月4日 (令和3年度執行分)	書面監査
	選挙管理委員会事務局		
	財政課		監査委員監査
書面監査	課税課		
	収納対策課		

#### 2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和4年度当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に執行されているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

#### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおりとする。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい負担金及び補助金が交付されるリスク	ア 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
	イ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
	ウ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
	エ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
(2) 契約事務が適正に行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2者以上から見積書を徴しているか。また、例外的に1者から見積書を徴した場合は、その理由は適正か。
	ウ 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。

	エ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
	オ 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
	カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
	キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
	ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
	イ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
	ウ 在庫量は、需要予測に基づき適正であるか。
	エ 特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか。
(4) 手数料を誤って徴収する等収入事務が適正に行われないリスク	ア 出納員その他の会計職員及び企業出納員、現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
	イ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
	ウ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。
	エ 収納金は適正に保管されているか。
	オ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
	カ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

#### 4 監査の実施内容

財務管理部及び選挙管理委員会の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

#### 5 監査の期間

令和5年7月19日から令和5年8月2日まで

### 第2 事業の概要

#### 1 事務又は事業の概要

##### (1) 総務課・選挙管理委員会事務局

総務課・選挙管理委員会事務局は、防災・危機管理、条例・規則の審査・公布及び情報管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 防災・危機管理全般の指揮・統括に関すること
- ② 条例、規則等の審査、公布及び編纂に関すること

- ③ 情報公開に関すること
- ④ 選挙管理委員会に関すること
- ⑤ 入札及び契約に関すること。

## (2) 財政課

財政課は、財政計画及び予算の編成に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 予算の執行及び調整に関すること
- ② 財政事情書の作成及び公表に関すること
- ③ 地方債及び資金計画に関すること
- ④ 地方交付税、地方譲与税及び交付金に関すること
- ⑤ 基金の管理に関すること

## (3) 課税課

課税課は、市民税、資産税等の賦課事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 個人・法人市民税の賦課に関すること
- ② 軽自動車税の賦課に関すること
- ③ 固定資産税の賦課に関すること
- ④ 国有資産等所在地市町村交付金に関すること

## (4) 収納対策課

収納対策課は、市税等の収納事務及び債権管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市税等の収納消込及び管理に関すること
- ② 市税等の多様な納付環境の整備に関すること
- ③ 市税等の催告及び納税相談に関すること
- ④ 市税等の滞納整理に関すること

## 第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

### 1 意見

#### (1) 総務課

ア 通常の防災訓練だけではなく、職員に災害に備える意識づけを徹底され、災害対策本部の立ち上げや現場の被害状況把握など、より実戦的な訓練を検討されたい。

イ 災害情報の伝達手段について、情報弱者への配慮を踏まえ、より安価で迅速、確実に周知できる方法を検討されたい。

ウ 文書の適切な管理は当然であるが、不正やミスを回避する内部統制を図るとともに文書の電子決裁の早期導入を検討されたい。

エ 工事、委託、物品購入等の発注時期について、9月前後には、ある程度の契約を締結し、繰越することがないよう各課に指導されたい。

オ 総合評価方式の試行については、相当な年数を費やしており、制度の本格実施を実行されたい。

## (2) 選挙管理委員会事務局

ア 選挙事務の執行において、個人情報管理の一部徹底されなかった事案が発生したことは残念に思っている。このようなミスがないよう選挙事務に従事する職員及び会計年度任用職員に指導を徹底されたい。

イ 若者の投票率向上に向けて、選挙・投票の重要性はもとより模擬投票や出前講座など、更なる啓発に取り組まされたい。

## (3) 財政課

ア 今後の財政においては、人件費や扶助費といった義務的経費や公共施設の維持管理経費等の増加が見込まれる。有利な財源と税収の確保に努める一方で、経費の削減と昨年度策定された「射水市補助金適正化に関するガイドライン」に基づき補助金の見直しを実施され、スクラップアンドビルドにより安定した持続可能な財政運営に努められたい。